

広沢中学校いじめ防止基本方針

桐生市立広沢中学校
平成26年3月策定
平成27年4月改訂
平成28年4月改訂
平成30年4月改訂
令和元年5月改訂
令和2年5月改訂

1 いじめ防止等のための取組に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

広沢中学校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることをねらいとしていじめの防止等のための対策を行います。

○いじめの未然防止について

広沢中学校のすべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる学校づくりを進めていくことでいじめの未然防止につながると考えます。

○いじめの早期発見について

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる場合もあります。けんかやふざけ合いであっても、生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。また、生徒が相談しやすい雰囲気や環境を形成することでいじめの早期発見につながると考えます。

○いじめの早期対応について

いじめが発見された場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等の対応を組織的に行うこと、また、家庭への連絡や必要に応じた関係機関との連携を行うこと、さらに、その後、いじめを受けた生徒やその保護者に寄り添った対応を行うことで解消につながると考えます。

2 いじめ防止等のための組織

(1) 組織の名称及び構成員等

○組織の名称

広沢中学校におけるいじめ防止等のための組織の名称を、広沢中学校いじめ防止対策委員会とする。

○広沢中学校いじめ防止対策委員会構成員

学校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭

※必要に応じて、スクールカウンセラー、教育相談員、学級担任、部活動顧問、各学年生徒指導担当、各学年教育相談担当、スクールソーシャルワーカーなどを構成員に加えます。

※週1回開催する生徒指導委員会（学校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭）、教育相談部会（学校長、教頭、教育相談主任、各学年教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、教育相談員）を下部組織として位置づけます。

(2) 活動の概要

- 広沢中学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や、具体的な指導計画を作成し、実行・検証・修正を行います。
- いじめ相談の窓口になり、家庭・地域への周知を図ります。
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行います。
- いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に行います。
- いじめを受けた生徒がいじめを否定したり、周囲がいじめと認識しなかったりする場合も、いじめにつながる行為に対しては適切に対応します。
- 広沢中学校いじめ緊急対応マニュアルの周知及び改訂を行います。
- 必要に応じて関係機関と連携した対応を迅速に進めます。
- 学校生活アンケートを毎月実施し分析を行います。
- 生徒会によるいじめ防止活動への支援を行います。
- 生徒指導委員会やいじめ防止対策委員会において、いじめの把握、未然防止対策、指導方針や内容について、対応等検討します。

3 いじめ防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止のための取組

- 広沢中学校いじめ防止に関する計画を作成し、年間を通して長期的、総合的にいじめ防止等のための取組を行います。
- 生徒が自分のこととして捉え、考え、議論することにより、自ら活動できる集団づくりに努めます。
- 日々の授業や道徳教育を充実させることで、生徒の充実感、達成感や豊かな心の育成につなげ、生徒が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる学校づくりを進めます。学校として、特に配慮が必要な生徒については、日常的に該当生徒の特性や背景を踏まえた適切な支援を行います。

1 学期

- いじめ防止対策委員会にて情報交換と個々の案件に対する対応方針の策定
- いじめ防止に関する年間指導計画の共通理解
- いじめ防止活動の実施（生徒会）
- 学校生活アンケートの実施と結果分析を踏まえた対応

2 学期

- いじめ防止対策委員会にて情報交換と個々の案件に対する対応方針の策定
- 学校長による人権講話
- いじめ防止活動の実施（生徒会）
- 学校生活アンケートの実施と結果分析を踏まえた対応

3 学期

- いじめ防止子ども会議への参加
- いじめ防止対策委員会にて情報交換と個々の案件に対する対応方針の策定
- いじめ防止活動の実施と振り返り（生徒会）
- 学校生活アンケートの実施と結果分析を踏まえた対応

(2) いじめの早期発見のための取組

- 教職員は普段からカウンセリングマインドで生徒と接するなど、相談しやすい雰囲気づくりに努めます。
- いじめを早期に発見するために、生徒の変化に気づいたり、気づいた情報を確実に共有する方法などについて考え、実践します。
- けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、迅速に対応していきます。
- 普段から生徒の生活を把握するための学校生活アンケートを実施するとともに定期的に個人面接等を実施します。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員等と連携を図り、相談しやすい環境を整えます。
- 生徒指導委員会や教育相談部会において、いじめの未然防止、早期発見の視点から情報交換や対応等について検討し組織的に取り組みます。

(3) いじめ解消のための取組

- いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに広沢中学校いじめ防止対策委員会に報告し、組織的な対応につなげることとし、学級担任が一人で抱え込むことがないようにします。
- 措置を行う際は、一方的・一面的な解釈で対応しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に対応すること、教育的配慮のもとでケアや指導を行うことなどについて配慮します。
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行います。また、今後正しいことを行動できるよう支援していきます。
- 謝罪をもって安易に解消とはせず、観察や面談等を通していじめに係る行為の止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月間）継続し、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認できた場合を解消とします。

(4) 重大事態発生時の対応

- 広沢中学校いじめ緊急対応マニュアルをもとに桐生市教育委員会をはじめとする関係機関と連携をとるとともに、広沢中学校いじめ防止対策委員会を中心として校内組織で迅速かつ適切に対応します。

4 関係機関との連携

- (1) 深刻ないじめの場合、桐生市教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等と連携して、早期対応を図ります。
- (2) 深刻な事案が発生したときの連携を容易にするために、各機関とは日頃からの連携を深めます。

連携を必要とする状況	関係機関
・いじめの発見状況を報告する。 ・対応方針を相談したい。	市教委学校教育課教育支援係
・指導方針を相談したい。 ・生徒や保護者への対応を相談したい。	総合教育センターいじめ相談室
・いじめによる暴行、傷害等の刑事事件が発生している。	児相、警察、青少年センター
・いじめられた生徒が外傷や心的外傷を負っている。	医療機関、こころの健康センター
・いじめられた生徒、いじめた生徒への福祉的、心理的支援について。	児相、市福祉課、市子育て相談課

4 保護者との連携

(1) いじめを受けた生徒の保護者との連携

- 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝えます。
- 学校として徹底して生徒を守り、支援していくことを伝えます。また、今後の対応の方針について具体的に示します。
- 対応経過をこまめに伝えるとともに、生徒の様子等についての情報を保護者から伺います。

(2) いじめを行った生徒の保護者との連携

- 事情聴取後、家庭訪問等により、事実経過を伝え、事実の確認をします。
- 相手の生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらいます。
- 指導の経過と生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求めます。
- 誰もがいじめる側にも、いじめられる側にもなり得ることを伝え、学校は事実について指導し、より良く成長させたいと考えていることを伝えます。
- 保護者が学校からの事実説明や対応に納得できない場合は、あらためて事実確認、学校の指導方針等示し、理解を求めます。

(3) 保護者との日常的な連携

- いじめが発見されたときだけでなく、平素より保護者との連携を図り、いじめ防止のための取組をします。

(4) 評価の実施

- 学校評価の羅針盤に、いじめ防止の取組にかかわる評価項目を設け、生徒・保護者・教職員・第三者による評価や意見を分析することを通して、取組の随時改善に努めます。